

議案第93号

調布市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月29日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

指定工事店の指定の基準の規定を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市下水道条例の一部を改正する条例

調布市下水道条例（昭和47年調布市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第2項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。